

仕事と生活の調和の推進に取り組む事業主さんにお知らせです！



# 仕事と生活の調和 支援奨励金制度



茨城県では、育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、従業員に一定の期間利用させた中小企業主へ奨励金を支給しています。

※予算の範囲内での支給となります。

## 対象となる制度

育児	1歳（1歳2ヶ月又は6ヶ月）以上小学校就学前の子を養育する労働者が利用できる育児休業
	3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度等（※）
介護	要介護状態にある家族を通算93日を超えて介護する労働者が利用できる介護休業及び短時間勤務制度等（※）

※短時間勤務制度等とは、短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、時間外労働をさせない制度などをいいます。

## 支給対象事業主の要件

- ①茨城県内の中小企業主であること
- ②法律に沿った育児・介護休業制度を就業規則に規定し、労働基準監督署長に届出していること
- ③雇用保険及び社会保険の適用事業主であること
- ④「茨城県仕事と生活の調和推進計画」を届け出ている事業主であること
- ⑤事業主（法人である場合にはその役員）に県税の未納がないこと
- ⑥過去に「仕事と家庭両立支援奨励金」、「仕事と生活の調和支援奨励金」を受給していないこと
- ⑦事業主（法人である場合にはその役員）が茨城県暴力団排除条例第7条に規定された者ではないこと
- ⑧その他法令の規定を遵守していること
- ⑨平成22年6月30日以降に本奨励金の対象となる制度を導入し、就業規則に規定していること
- ⑩⑨の制度を3ヶ月以上（介護は義務規定の93日に加えて93日以上、通算186日以上）利用した労働者が初めて出たこと

## 支給金額及び支給人数

支給金額 1人目：30万円、2人目：10万円

支給人数 1事業主あたり 2人目まで



# 奨励金支給の流れ

- ①就業規則に、育児・介護休業法の義務を超える短時間勤務制度等を規定
- ②就業規則を労働基準監督署へ届け出
- ③制度に該当する従業員の制度利用
  - ・制度利用の申し出
  - ・制度利用期間：育児は3ヶ月以上、  
介護は義務規定の93日に加えて93日以上（通算186日以上）

## ④奨励金支給申請

- ・申請書（様式第1号）にア～ケの書類を添付して申請  
☆様式第1号・第2号は労働政策課ホームページからダウンロードができます

ア 就業規則の写し

イ 社会保険及び雇用保険の適用事業所であることが確認できる書類

ウ 制度利用者の雇用保険被保険者証の写し

エ 制度利用者の本奨励金の対象となる制度の利用申請書の写し

オ 制度を利用した労働者が子を養育していることが確認できる書類の写し  
※例：健康保険証、母子手帳等の写し

カ 制度利用者の制度利用状況を確認できる書類の写し  
※例：タイムカード、勤務時間等を記した出勤表等の写し

キ 制度利用者が制度を利用した際の給与の有無を確認できる書類の写し  
※例：賃金台帳、給与支払い明細等の写し

ク 事業主（法人である場合にはその役員）に県税の未納がないことを証する納税証明書  
※茨城県県税条例施行規則様式第40号の4（イ）  
※事業所を管轄する県税事務所で発行します（所定の手数料がかかります）

ケ 誓約書（様式第2号）

※法人の場合には、役員の住所、氏名（ふりがな）、生年月日及び氏名が記載された役員名簿を添付

## ⑤奨励金の交付

県で申請書類を審査のうえ、奨励金を支給するかどうかを決定します。

## その他注意事項

予算の範囲内での支給ですので、申請をお考えの場合には必ず事前に下記問い合わせ先までお電話等でご確認をお願いします。

事業内容、手続き等の詳しいお問い合わせ先

茨城県商工労働部労働政策課 労働経済・福祉グループ  
TEL 029-301-3635 FAX 029-301-3649

☆茨城県商工労働部労働政策課ホームページ☆

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/>